

公正取引委員会競争政策研究センター第39回公開セミナー
2016年1月29日

王先林教授講演「中国独占禁止法による知的財産権濫用規制の新たな展開」に対するコメント

川島富士雄(神戸大学)
fkawa [アットマーク] port.kobe-u.ac.jp

1. 講演全体について

- 2005年多国籍企業による知財濫用状況に関する報告(スライド4、ワード2頁)でも見られるように、中国独占禁止法の起草過程において、**知財濫用規制の必要性が同法制定の促進要素**に
- 2008年同法施行後、知財濫用規制がどのように行われるのか**諸外国とも注目**していたところ、以下のように展開
- 2009年、工商総局主導で「知的財産領域に関するガイドライン」の起草開始
- 2013年10月、ファーウェイ対IDC事件広東省高級人民法院判決
- 2014年6月、工商総局「知的財産権濫用規定」(意見募集稿)公表
- 2015年2月、発展改革委によるクアルコム事件処罰決定
- 2015年4月、工商総局「知的財産権濫用規定」制定
- 2015年12月、発展改革委「知的財産濫用ガイドライン」(意見募集稿)公表
- 2013年以降、急ピッチで展開しつつある中国独禁法による知的財産権濫用規制の今まさに立ち現われようとしている姿をご紹介します

2. ガイドライン等の起草過程について

- 2009年、工商総局主導で「知的財産領域に関するガイドライン」の起草開始
- 2015年4月、工商総局「知的財産権濫用規定」制定（非価格独占）
- 2015年5月、国務院独占禁止委員会弁公室、3当局にそれぞれ知財濫用に関するガイドライン案の提出を指示
- 2009年、工商総局主導で始まった起草作業が、2015年段階でなぜ改めて3当局それぞれによる起草方式に変更されたのか？

3. 規定とガイドライン案の内容について

① セーフハーバーの意義

知財濫用規定及びガイドライン案における市場シェアに基づくセーフハーバー：ハードコアカルテルに不適用

第13 条（水平的独占協定）

1 競争関係にある事業者は、次に掲げる独占協定を達成してはならない。

- (1) 商品価格を固定し、又は変更すること
- (2) 商品の生産量又は販売量を制限すること
- (3) 販売市場又は原材料購入市場を分割すること
- (4) 新技術若しくは新設備の購入、又は新技術若しくは新製品の開発を制限すること
- (5) 共同で取引を拒絶すること
- (6) 国務院独占禁止法執行機構が認定するその他の独占協定

3. 規定とガイドライン案の内容について

②セーフハーバー基準のズレ

- 知財濫用規定及びガイドライン案が採用するセーフハーバーの市場シェア基準にズレ
- 工商総局知財濫用規定、水平協定「合計20%以下又は他に4つの代替技術」、垂直協定「いずれも30%以内、又は他に2つの代替技術」
- 発展改革委ガイドライン案、水平協定「合計15%以下」、垂直協定「いずれも25%以下」
- その他、**両者の矛盾する部分はどう調整？**

4. 標準必須特許の取り扱い

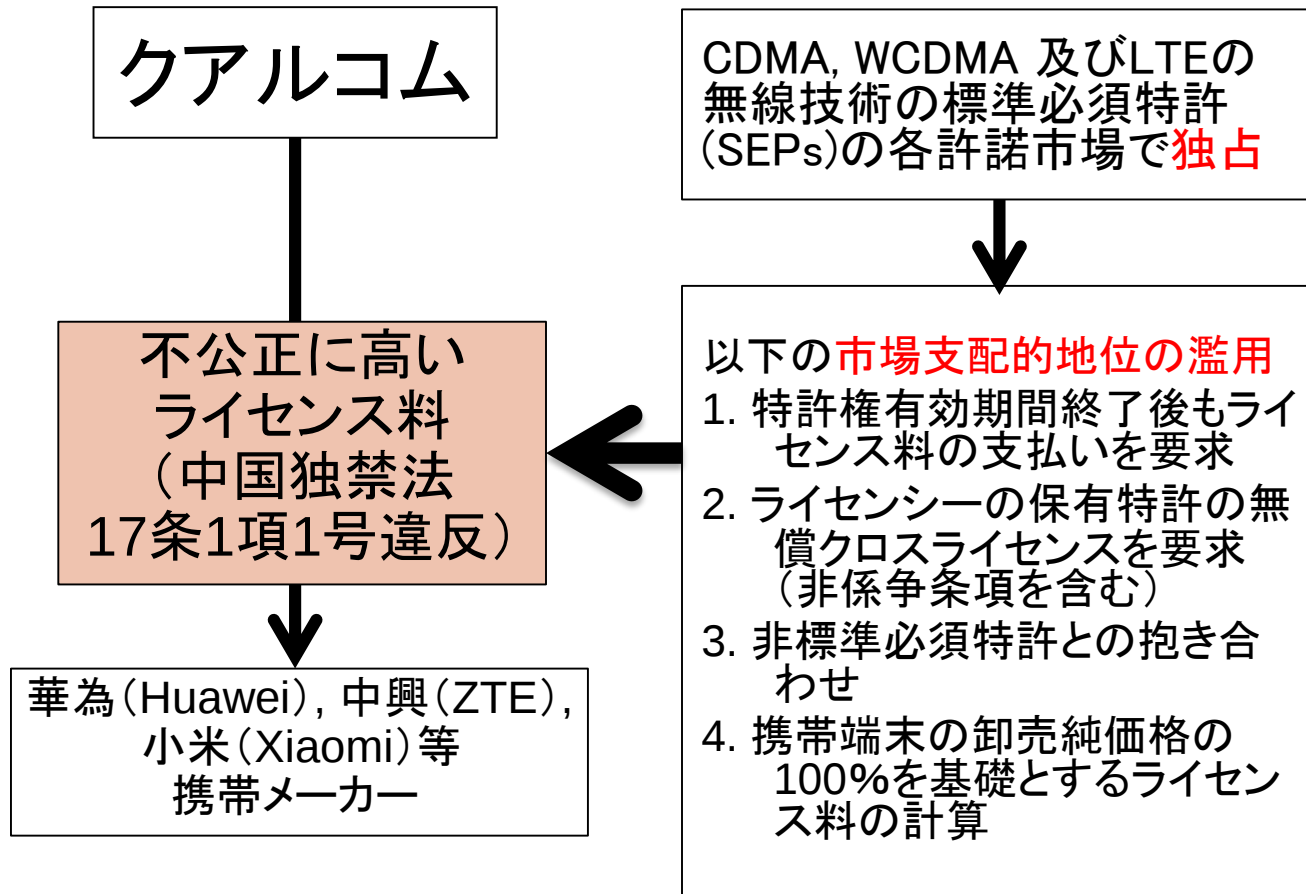
- ファーウェイ対IDC判決、クアルコム決定、グーグル、マイクロソフト、ノキアの各企業結合審査等で見られるように**標準必須特許の取り扱いが中国でも大きな争点に**
- 日本公取委も2016年1月21日「知的財産権の利用に関する独占禁止法上の指針」改正、標準必須特許に関し、**FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者に対し、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起すること等が独禁法違反となる可能性指摘**

5. クアルコム事件決定について

- ① 日本クアルコム事件排除措置命令(2009)、30回近くも審判も未だ審決に至らず、同命令は**非係争条項 (Non-assertion clause)**という中国事件でのライセンスによる無償クロスライセンスと類似の問題
 - **中国**はそれ以外も含め**幅広い特許ライセンス慣行**が問題に: 非標準必須特許との抱き合わせ、有効期限を過ぎた特許に対するロイヤルティ支払義務、不争条項等
- ② ファーウェイ対IDC事件に次ぎ、**不公正に高いライセンス料(17条1項1号)**
 - **不公正に高い価格それ自体の規制＝搾取的濫用規制は中国独禁法の大きな特徴、発展改革委2015年末公表ガイドライン案、本件に依拠する考え方提示**

5. クアルコム事件決定について

中国クアルコム事件行政処罰決定書(2015) の論理構造



5. クアルコム事件決定について

表1 日中クアルコム事件対照表

問題とされた慣行	日本公取委	中国发展改革委
不公正に高い ロイヤルティ		✓
無償クロスライセンス (不係争条項含む)	✓	✓
非標準必須特許の 抱き合わせ		✓
有効期限切れ特許に 対するロイヤルティ 支払義務		✓

5. クアルコム事件決定について

表2 日中規制の共通点？

問題となる慣行	日本公取委	発展改革委
不公正に高いロイヤルティ	知財ガイドライン 言及なし	✓
無償クロスライセンス (不係争条項含む)	知財ガイドライン、マイ クロソフト、クアルコム	✓
非標準必須特許の 抱き合わせ	知財ガイドライン、違法 となる可能性	✓
有効期限切れ特許に 対するロイヤルティ 支払義務	知財ガイドライン、違法 となる可能性	✓

5. クアルコム事件決定について

③ 無償クロスライセンス強要に関する中国決定

- 「ライセンシーが技術開発を行う意欲を失う」
- 「他のベースバンドチップ製造業者に対し競争上、不当に有利な立場となる」
- 日本の知財ガイドライン「ライセンサーの技術市場若しくは製品市場における有力な地位を強化することにつながることで、又はライセンシーの権利行使が制限されることによってライセンシーの研究開発意欲を損ない、新たな技術の開発を阻害」、日本クアルコム事件「技術の研究開発意欲が損なわれ、また、クアルコムの当該技術に係る市場における有力な地位が強化」と酷似

5. クアルコム事件決定について

④携帯端末の卸売純価格の100%を基礎とするライセンス料の計算を問題とした部分

- クアルコム自主的解決による「携帯端末の卸売純価格の65%を基礎とする」=35%ライセンス料を引き下げる結果につながっているため重要な認定
- しかし、単に「公平を失っており、不当に高いライセンス料をもたらす」とだけ説明、競争にどう影響するのか説明が欠如 Cf. EUの立場
- この点も含め中国国内での本決定の評価は？

参考文献

川島富士雄「中国独占禁止法による知的財産権濫用規制」知的財産研究所編『国際知財制度研究会報告書(平成26年度)』(2015)147-176頁

※その他川島個人ブログもご参照ください。

<https://fujiokawashima.wordpress.com/>